

健感発第 0508001 号

平成 21 年 5 月 8 日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



### 新型インフルエンザ対策における都道府県等による健康監視について

平成 21 年 4 月 26 日健感発第 0426001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「メキシコに渡航していた者を対象とした都道府県等による健康観察の依頼」において、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）と検疫所が連携した健康監視についてお示ししているところであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症として、新型インフルエンザが蔓延している国又は地域に渡航していた者については、検疫法第 18 条第 4 項及び法第 15 条の 3 の規定に基づく健康監視の対象となっておりますが、世界の感染拡大の状況を鑑み、当該感染症の発生の予防及びまん延の防止にかかる体制を一層強化するため、下記の通り必要な対応についてお願いいたします。

#### 記

1. 検疫所は、新型インフルエンザがまん延している国又は地域（※）に渡航していた者の入国に際し、検疫法第 18 条第 4 項及び法第 15 条の 3 の規定に基づき、健康監視が実施されることを該当者に説明します。

（※）平成 21 年 5 月 7 日現在：メキシコ、アメリカ（本土）及びカナダ

2. 検疫所は健康監視対象者のリストを都道府県単位で作成し、磁気媒体により都道府県等の本庁へ送付します。

3. 都道府県等は、当該都道府県等が設置するすべての保健所の所管区域に住所を有する健康監視の対象者の情報を、その者が住所を有する所管区域の保健所に、磁気媒体により送付する。
4. 保健所は、以下を参考に、速やかに対象者へ電話等により健康監視の方法等を伝えてください。
  - (ア) 1日朝夕2回の検温及び体調の変化について、本人が毎日記録すること
  - (イ) 発熱や急性呼吸器症状（鼻汁又は鼻閉、咽頭痛、咳）等を認めるときは、本人が保健所に直ちに電話等により報告すること
  - (ウ) 保健所が電話等により定期的に、別添を参考にして健康状態を聴取すること
  - (エ) 期間は新型インフルエンザが蔓延している国又は地域を出国した日から10日間であること
  - (オ) 咳エチケット（咳やくしゃみをする際はティッシュで鼻と口を覆う、マスクの着用など）及び石けんと水を用いた手洗いを励行すること、また不要不急の外出はできる限り控えることが望ましいこと
5. 健康監視の対象者から発熱や急性呼吸器症状等の報告を受けた保健所は、速やかに感染症指定医療機関等と連携し、適切な診断と治療が行われるように調整してください。また、その状況を法第15条の3第2項及び第3項の規定に基づき厚生労働省に報告してください。
6. なお、健康監視の対象者リストの取扱いや健康監視の実施にあたっては、対象者のプライバシー等について十分に配慮いただきますよう、お願い申し上げます。

# 健康観察モニタリング票

別紙 1

接触者番号：

氏名：

出国日時：

年 月 日 時ごろ

出国日より	日付	連絡手段	体温	予防内服	呼吸器症状	呼吸器以外の症状	確認者
0日	/		朝	<input type="checkbox"/> 有	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
			夕	<input type="checkbox"/> 無	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
1日	/		朝	<input type="checkbox"/> 有	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
			夕	<input type="checkbox"/> 無	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
2日	/		朝	<input type="checkbox"/> 有	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
			夕	<input type="checkbox"/> 無	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
3日	/		朝	<input type="checkbox"/> 有	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
			夕	<input type="checkbox"/> 無	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
4日	/		朝	<input type="checkbox"/> 有	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
			夕	<input type="checkbox"/> 無	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
5日	/		朝	<input type="checkbox"/> 有	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
			夕	<input type="checkbox"/> 無	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
6日	/		朝	<input type="checkbox"/> 有	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
			夕	<input type="checkbox"/> 無	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
7日	/		朝	<input type="checkbox"/> 有	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
			夕	<input type="checkbox"/> 無	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
8日	/		朝	<input type="checkbox"/> 有	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
			夕	<input type="checkbox"/> 無	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
9日	/		朝	<input type="checkbox"/> 有	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
			夕	<input type="checkbox"/> 無	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
10日	/		朝	<input type="checkbox"/> 有	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	
			夕	<input type="checkbox"/> 無	なし・鼻水・鼻閉、咽頭痛、咳 その他（ ）	なし・下痢・嘔吐・頭痛 その他（ ）	

連絡先： 自宅：     —     —  
           携帯：     —     —

担当者名：

## 【検査法】

## (仮検査済証の交付)

第十八条 検査所長は、検査済証を交付することができない場合においても、当該船舶等を介して検査感染症の病原体が国内に侵入するおそれがほとんどないと認めるときは、当該船舶等の長に対して、一定の期間を定めて、仮検査済証を交付することができる。

2 前項の場合において、検査所長は、検査感染症（第二条第二号に掲げる感染症を除く。）の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券の提示を求め、当該者の国内における居所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求め、同項の規定により定めた期間内において当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、若しくは質問を行い、又は検査官をしてこれらを行わせることができる。

3 検査所長は、前項の規定による報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、当該者に対し、保健所その他の医療機関において診察を受けるべき旨その他検査感染症の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第五項及び第二十六条の三において同じ。）に当該指示した事項その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

4 第一項の場合において、検査所長は、第二条第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、第二項に規定する旅券の提示を求め、若しくは当該者の国内における居所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求め、又は検査官をしてこれらを求めさせることができる。

5 検査所長は、前項の規定により報告された事項を同項に規定する者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

## 【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】

第十五条の三 都道府県知事は、検査法第十八条第五項（同法第三十四条の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定により検査所長から同法第十八条第四項に規定する者について同項の規定により報告された事項の通知（同法第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）を受けたときは、当該者に対し、同法第十八条第一項の規定により検査所長が定めた期間内において当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該都道府県の職員に質問させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちにその旨を厚生労働大臣に報告するとともに、当該職員に当該者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

3 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 第十五条第四項の規定は、都道府県知事が当該職員に第一項及び第二項に規定する措置を実施させる場合について準用する。